

東京地方裁判所 平成 30 年（フ）第 6361 号
破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

破産法 157 条報告書

(第 6 回債権者集会)

令和 4 年 12 月 14 日

東京地方裁判所 民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外
破産管財人 弁護士 内 田 実

第 1 前回集会後の主な管財業務の状況

以下では、第 5 回債権者集会（令和 4 年 1 月 25 日）以降の主な管財業務の状況を報告する。

各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。

破産者 31 者のうち、第 5 回債権者集会までに破産手続が終結した破産者は 26 者であり、本日現在破産手続が係属している破産者は 5 者となっている。

1 中間配当を実施した破産者（3 者）

(1) ケフィア事業振興会

ア 特別調査期日の実施

ケフィア事業振興会については、令和 2 年 1 月 21 日及び同年 9 月 16 日に開かれた一般調査期日、並びに令和 3 年 4 月 21 日に開かれた特別調査期日

(1回目)において債権認否を実施したが、上記一般調査期日及び特別調査期日後に、新たに8名の債権者から債権届出書が提出された。

このうち、6名に関しては、破産裁判所により債権届出を却下する旨の決定がなされた。破産法では、特別調査の対象となるには、一般調査期日までに債権届出書を提出できないことにつき「その責めに帰することができない事由」(破産法第112条1項)が必要なところ、これを認めることができなかったためである。

その余の2名に関しては、一般調査期日前に届出書を提出できないことにつき「その責めに帰することができない事由」が認められたことから、令和4年6月15日の特別調査期日(2回目)において、届出債権額合計24,240,650円を全額認める旨の債権認否を実施した。なお、特別調査期日の対象となった債権者2名には、事前に、5月27日付で債権認否の結果を記載した認否結果通知書を郵送にて送付している。

イ 中間配当の実施

前回集会報告のとおり、令和3年5月27日に、破産裁判所の許可を得て、配当率を1%とする中間配当を実施した。中間配当の対象となる一般破産債権者は、29,213名、債権総額は103,338,592,928円、配当金額は1,033,371,967円である。

中間配当の実施は、債権者名義の預貯金口座への振込送金によって行うこととなっており、当職は、振込先口座が確定した債権者から順次配当金の送金を実施した。令和4年10月末日時点において、配当金の送金を実施できた債権者は、27,306名であり、金額合計1,013,970,665円の配当を完了している。

なお、上記ア記載の特別調査期日(2回目)の対象となった債権者2名については、最後配当が実施される際に中間配当の配当金も合わせて送金する予定である。

(2) ケベッククラブ

前回集会報告のとおり、**ケベッククラブ**については、破産裁判所の許可を得て、配当率を約**37.68%**とする中間配当を実施した。中間配当の対象となる一般破産債権者は14名、債権総額は**140,673,751**円、配当金額は**52,999,990**円であり、既に配当を完了している。

(3) 九州クラブ

前回集会報告のとおり、**九州クラブ**については、破産裁判所の許可を得て、配当率を約**25.36%**とする中間配当を実施した。中間配当の対象となる一般破産債権者は56名、債権総額は**168,750,000**円、配当金額は**42,799,953**円であり、既に配当を完了している。

2 配当可能性はないが破産手続に係属している破産者（2者）

ケーツーシステム及びかぶちゃんファイナンシャルサービスについては、配当の可能性はないものの破産手続に係属しており、以下のとおり破産手続を続行する。なお、以下の破産者2者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙2のとおりである。

(1) ケーツーシステム

ケーツーシステムについては配当見込みがないものの、ケフィア事業振興会等が管財業務を継続する上で必要な継続的契約の主体となっているところ、契約者名義の変更ができないことから、破産手続を続行する予定である。

(2) かぶちゃんファイナンシャルサービス

かぶちゃんファイナンシャルサービスは後記4の訴訟の原告として債務名義を取得しており、これに基づく債権回収を進めているところであることから、破産手続を続行する予定である。

3 国税不服審判手続への対応及び処分の取消しを求める訴えの提起

(1) 国税不服審判所長に対する審査請求及び裁決までの経過

当職は、これまで報告したとおり、当職からの更正の請求に対する神田税務署による更正をすべき理由がない旨の通知処分について、国税不服審判所長に対し、同通知処分の取り消しを求める審査請求を2度行ったが、いずれについても棄却する旨の裁決がなされている。

(2) 処分取消訴訟の提起及び訴訟の経過

ア 取消訴訟の提起

当職は、前(1)項記載のとおり審査請求が棄却されたのを受けて、令和3年4月14日、東京地方裁判所に対し、平成26年7月期ないし平成30年7月期の各通知処分の取消を求める訴訟を提起した（事件番号令和3年（行ウ）第156号・以下「取消訴訟」という）。

原告の請求が認容された場合に見込まれる国税還付金の内訳及び金額は、以下のとおりである。

消費税等合計額	1,539,484,045 円
法人税等合計額	142,274,322 円
附帯税等合計額	532,400 円
総合計	1,682,290,767 円

また、国税の還付を受けた場合には、地方税の還付も行われる見込みであるところ、その金額は、東京都、長野県、飯田市等の各地方自治体を合わせて222,271,700円である。

イ 訴訟の経過

取消訴訟においては、これまで第9回期日までは書面による準備手続にて審理が行われてきたが、直近では第10回期日として令和4年12月1日に口頭弁論期日が開かれた。

- 第1回期日 令和3年6月29日
- 第2回期日 令和3年9月16日
- 第3回期日 令和3年11月11日
- 第4回期日 令和4年1月20日
- 第5回期日 令和4年4月14日
- 第6回期日 令和4年5月25日
- 第7回期日 令和4年6月7日
- 第8回期日 令和4年8月1日
- 第9回期日 令和4年9月16日
- 第10回期日 令和4年12月1日

ウ 主たる争点と今後の進行

取消訴訟の主たる争点は、①ケフィア事業振興会が募集していたオーナー制度による会員との取引が実質的には買戻特約付売買契約ではなく、金銭消費貸借契約（あるいはその他の消費税等の課税要件を満たさない契約類型）であるか否か、②当職が税額算定の基礎とする会計データ及び顧客管理システムの信用性並びに③オーナー制度による会員との取引が金銭消費貸借契約であるとした場合の税額等である。

裁判所は、第5回期日において、仮に金銭消費貸借契約とした場合の所得金額及び税額について双方に主張立証を求めたことから、以後は争点②及び③について審理がなされた。

当職は、会員との取引は全てケフィア事業振興会が使用していた顧客管理システムに記録されており、これ以外に取引を網羅的に記録したデータベース等がないことから、当該顧客管理システムを基に更正の請求に係る税額等を計算していた。これに対して、被告である国は、当該顧客管理システムの信用性に疑義がある、更正の請求が認められるには更正の対象となる全ての取引について原記録から確認する必要がある、仮に原記録が注文はがきであるとするならば、少なくとも平成27年7月の1か月間の取引について、注文はがきから顧客管理システム、顧客管理システムから更正の請求に係る税額の計算結果へのつながりを検証できるようにすべきである等の反論をした。しかし、国が時期を指定した平成27年7月の1か月間の取引だけを見ても、顧客管理システム上で確認できる取引件数は約3万件にも上り、その全件について注文はがきと顧客管理システム上のデータを突合することはお

よそ不可能であった。そこで、当職は、同月において取引のあった**26**商品の取引金額上位の会員の取引を抽出して、**ケフィア事業振興会**のサーバー内に保存されていた膨大な件数の注文はがきの電子データの中から当該会員の注文はがきのデータを探索し、これと顧客管理システム上のデータを突合するなどし、顧客管理システムの信用性に疑義がないことの立証に努めた。また、顧客管理システムから更正の請求に係る税額の計算結果へのつながりや計算の正確性・正当性についても、税理士の補助を得てできる限りわかりやすく説明するよう努めた。

以上の主張立証を行った結果、裁判所は、令和**4**年**12**月**1**日に行われた口頭弁論期日をもって弁論を終結し、判決の言渡し期日を令和**5**年**2**月**21**日に指定した。なお、弁論終結にあたり、当職は、原告の主張を取りまとめた陳述書を提出するだけでなく、出頭して原告本人として意見陳述を行い、裁判所及び被告に対し、破産手続の現状の説明と訴訟の早期終結を訴えた。

今後、当職の請求を認める判決がなされ、被告である国が控訴しない場合には、順次国税及び地方税の還付を受けることができる。ただし、還付金の入金までには一定程度の期間を要するため、最後配当の実施はそれ以降となる。

4 元法務部長らに対する訴訟の経過

(1) 訴訟提起

これまで報告したとおり、当職は、**ケフィア事業振興会**の元法務部長に対して、支払済み報酬の一部（**5000**万円）の支払及び元法務部長が主張する給与名下の債権の不存在等の確認を求めて訴訟を提起した。この訴訟では、**ケフィア事業振興会**と**かぶちゃんファイナンシャルサービス**が、元法務部長が代表取締役を務めるリーガル・ラボラトリー株式会社（以下、「**LL社**」）に対して支払った業務委託料の返還等も求めた。

(2) 訴訟の経過

この訴訟では、令和**4**年**2**月**28**日に、当職の請求を全面的に認容する判決がなされた。当該判決の主文は以下のとおりである。なお、④の債権とは、元法務部長が主張していた**ケフィア事業振興会**に対する未払給料の支払請求権（債権額**689**万**1398**円）である。

- ① 元法務部長は、原告**ケフィア事業振興会**管財人に対し、**5000**万円及びこれに対する令和**2**年**9**月**20**日から支払済みまで年**5**分の割合による金員を支払え。
- ② 元法務部長及び**LL社**は、原告**ケフィア事業振興会**管財人に対し、連帯して、**345**万**6000**円及びこれに対する令和**2**年**9**月**20**日から支払済みまで

年 5 分の割合による金員を支払え。

- ③ 元法務部長及びLL社は、原告かぶちゃんファイナンシャルサービス管財人に対し、連帯して、129 万 6000 円及びこれに対する令和 2 年 9 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ④ 元法務部長が、原告ケフィア事業振興会管財人に対して、別紙債権目録記載の債権を有しないことを確認する。
- ⑤ この判決は、第 1 項から第 3 項までに限り、仮に執行することができる。
- ⑥ 訴訟費用は被告らの負担とする。

(3) 回収に向けた活動

その後、上記判決は確定し、令和 4 年 4 月 1 日、当職は、LL社と元法務部長について、それぞれの名義の預貯金を対象として、民事執行法 207 条の規定による第三者からの情報取得手続申立を行った（管轄裁判所は、LL社が東京地方裁判所、元法務部長が横浜地方裁判所相模原支部）。

その結果、金融機関からの情報取得手続によって、元法務部長名義の預金の存在が明らかとなったため、当職は、ケフィア事業振興会の破産管財人として、元法務部長名義の預金について債権差押命令を得て、令和 4 年 8 月 4 日、25 万 9835 円を取り立てた。

当職は、元法務部長については、さらなる回収可能性の有無を調査する必要性が存するものと考え、令和 4 年 10 月 3 日、横浜地方裁判所相模原支部において、民事執行法 197 条の規定による財産開示手続の申立てを行った。同月 14 日、同裁判所において財産開示手続実施決定がなされ、令和 5 年 1 月 17 日に財産開示手続期日が予定されている。

5 元役職員らの刑事事件

既に報告したとおり、ケフィア事業振興会の代表者であった鎬木秀彌、元従業員 7 名及び顧問 1 名の 9 名は、令和 2 年 3 月 9 日、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」違反の公訴事実にて東京地方裁判所に起訴された。

また、同月 30 日及び同年 5 月 29 日には、前記 9 名のうち鎬木秀彌を含む 5 名が、共謀の上、新規顧客に対する元本や利息等を約定通り支払える見込みがなかったにもかかわらず、これを秘して平成 30 年 5 月以降にパンフレットを送付して顧客に金銭を振り込ませたという詐欺罪の公訴事実にて追起訴された。

現在までに 9 名全員について有罪判決がなされ、うち 8 名について有罪判決が確定している。鎬木秀彌に対する判決では、元従業員と共謀の上、法定の除外事由がないのに不特定かつ多数の相手方から金銭を受け入れ、もって業として預り金をしたために出資法違反が成立することや、平成 30 年に行われた一部顧客に対

する勧誘について、ケフィアグループの資金繰りがすでに破綻状態に陥っており、新規顧客に対して約定通り支払われる見込みがなかったのに、これらの事情を秘して、オーナー制度等による取引のパンフレットを送付して金銭を振り込ませたことについて詐欺罪が成立することが認定されている。

6 役員¹の財産に対する保全処分又は役員²の責任に基づく損害賠償債権の査定の裁判を必要とする事情の有無

破産法第 177 条第 1 項の規定による保全処分又は第 178 条第 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、なお調査中である。

第 2 今後の主な管財業務

1 処分取消しを求める訴訟手続への対応

前記第 1 の 3 のとおり、処分取消を求める訴訟手続において請求が認容された場合には、可及的速やかに税金の還付が行われるよう努力する所存である。

2 元法務部長らに対する訴訟手続への対応

前記第 1 の 4 のとおり、元法務部長及び LL 社に対する債権を可能な限り回収すべく、引き続き対応に努めたい。

3 最後配当の実施

ケフィア事業振興会、ケベッククラブ及び九州クラブについては、前記第 1 の 1 記載のとおり中間配当を完了した。上記 1 の訴訟により財団が形成できた場合には、最後配当を実施することとしたい。

4 配当可能性のない破産者の処理

ケーソーシステム及びかぶちゃんファイナンシャルサービスについては、前記第 1 の 2 記載のとおり、今後、存続が不要となった時点で、順次、異時廃止として破産手続を終了させる予定である。

以上

(別紙1) 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	手続の進行状況・進行予定
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	続行
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	R4. 1. 25破産手続終結 (異時廃止)
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	R3. 7. 21破産手続終結 (最後配当)
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
9	平成30(7) 6715	株式会社メープルライフ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツーシステム	続行
11	平成30(7) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	続行
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	続行
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	続行
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC&L株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
21	平成30(7) 7243	株式会社コロボ南信州	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
23	平成30(7) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
25	平成30(7) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
28	平成30(7) 9344	鍋木武弥	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
30	平成30(7) 9373	鍋木秀彌	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
31	平成31(7) 706	辻秀子	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)

(別紙2) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

目次

No.	破産者名	No.	破産者名
①	株式会社ケフィア事業振興会	⑰	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
②	株式会社飯田水晶山温泉ランド	⑱	かぶちゃん農園株式会社
③	かぶちゃん九州株式会社	⑲	ケフィアグループC&L株式会社
④	かぶちゃんメガソーラー株式会社	⑳	合同会社かきの森
⑤	ケフィアインターナショナル株式会社	㉑	株式会社コラボ南信州
⑥	株式会社ケーアイ・アド	㉒	かぶちゃん信州乳業株式会社
⑦	株式会社ケフィア・カルチャーカード	㉓	かぶちゃんファーム株式会社
⑧	株式会社ケフィア・クリエイティブ	㉔	かぶちゃんインターナショナル株式会社
⑨	株式会社メープルライフ	㉕	株式会社かぶちゃん農園食堂
⑩	株式会社ケーツーシステム	㉖	かぶちゃん製菓株式会社
⑪	一般社団法人柿国際文化協会	㉗	株式会社ケフィア・サプリメント
⑫	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	㉘	亡鎬木武弥相続財産
⑬	ケベッククラブ合同会社	㉙	カブラキホールディングス株式会社
⑭	九州クラブ合同会社	⑳	鎬木秀彌
⑮	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	㉑	辻秀子
⑯	かぶちゃん電力株式会社		

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに破産手続が終結したため
本報告書には財産目録等を添付しない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位：円)

財産目録
(第6回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	備 考
1	現金	4,956,122	15,525,310	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	6,369,398	全て解約済み
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,758,873	食品、PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	337,104,562	消費税等還付金を回収済み
12	繰越消費税	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	595,500	パソコンを換価済み
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウェア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	13,811,577	らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	1,154,300	神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	84,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収済み
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
	合計	48,035,054,380	2,250,317,323	

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金等として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位：円)

財産目録
(第6回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	44	187,216,950		
2	財団債権(労働債権)	22	12,750,345		
3	財団債権(その他)	0	0		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権	29,409	116,832,201,143	103,362,833,614	13,469,367,529
	合計	29,475	117,032,168,438	103,362,833,614	13,469,367,529

* 負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。

平成30年9月3日～令和4年11月20日
(単位:円)

収支計算書
(第6回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	引継現金	1,125,310
2	預金	6,369,398
3	引継予納金	14,400,000
4	売掛金	9,263,117
5	動産売却代金	4,758,873
6	不動産売却代金	1,542,148,149
7	敷金	1,154,300
8	保険解約返戻金	10,252,933
9	株式譲渡代金	46,125,216
10	預金利息	82,558
11	地代家賃戻し	1,489,600
12	保証金	84,240,554
13	預け金	5,360,046
14	出資金	999,136
15	車両売却代金	2,600,700
16	還付金	337,104,562
17	精算金	16,881,173
18	仮払金	169,957,952
19	預り消費税	60,220,640
20	固定資産税等精算金	233,112
21	預託保証金返還	13,811,577
22	借地権譲渡代金	28,732,166
23	立替費用精算金	12,041,628
24	共益費用精算金	84,700,939
25	否認権行使	9,200,000
26	損害賠償金等	258,955
27	他の破産者からの配当金	463,945,743
28	配当金の戻り分等	755,648
	合 計	2,928,213,985

平成30年9月3日～令和4年11月20日
(単位:円)

収支計算書
(第6回債権者集会)

支出の部		
No.	科目	金額
1	補助者費用	133,092,627
2	業務委託費	61,748,244
3	廃棄費用	2,647,426
4	通信費	65,172,677
5	施設管理費	856,584
6	電気料金	2,199,174
7	水道料金	264,214
8	リース利用料	3,724,285
9	システム利用料	10,405,220
10	地代家賃	45,711,147
11	旅費交通費	2,674,102
12	消耗品	852,232
13	仲介手数料	1,175,280
14	支払手数料	16,148,494
15	印紙代	160,000
16	管財事務費	16,218,456
17	別除権者弁済	818,625,425
18	他の破産法人への送金	9,280,000
19	立替金	4,247,440
20	管財人報酬	200,000,000
21	公租公課	187,216,950
22	労働債権	12,750,345
23	中間配当金	1,014,725,499
	合計	2,609,895,821

差引	318,318,164
----	-------------

破産貸借対照表
 (第6回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	15,525,310	1	財団債権(公租公課)	187,216,950
2	預金	6,369,398	2	財団債権(労働債権)	12,750,345
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	0
4	棚卸資産	4,758,873	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	116,832,201,143
7	未収入金	0			
8	立替金	0			
9	仮払金	169,957,952			
10	預け金	5,360,046			
11	未収消費税等	337,104,562			
12	繰越消費税	0			
13	建物	723,148,149			
14	附属設備	0			
15	構築物	0			
16	機械装置	50,000			
17	車両運搬具	2,600,700			
18	工具器具備品	0			
19	一括償却資産	595,500			
20	土地	819,000,000			
21	果樹	0			
22	ソフトウェア	0			
23	商標権	0			
24	投資有価証券	13,811,577			
25	出資金	47,124,352			
26	敷金	1,154,300			
27	保証金	84,240,554			
28	長期貸付金	0			
29	保険積立金	10,252,933			
30	投資預け金	0			
31	長期前払費用	0			
32	会員創造費	0			
33	繰延資産	0			
	合計	2,250,317,323		合計	117,032,168,438

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-114,781,851,115